

医師の証人出廷にかかる配慮

資料4

プライバシーに配慮した証人出廷

- 医師は、被害当事者の診療後、証人として裁判所に出廷を求められる可能性があり、医師（特に女性）からは、加害者と対面して証言することについて、逆恨み等を懸念し、大きな負担やストレスになっているとの意見あり。
- **刑事訴訟法に基づき、裁判所は証人保護のため、検察官や弁護人の意見を聴き、必要に応じて「遮へい措置」や「ビデオリンク方式」を採用することが可能。**
- **今後、医師が証人として出廷を求められ、プライバシーの配慮を希望する場合は、検察官（捜査担当、公判担当問わず）に対し、その意思を表示すれば、遮へい措置やビデオリンク方式での証人尋問をお願いすることができる。**
- なお、証人を請求する裁判所や弁護人から証人の申請がなされ、**遮へい措置やビデオリンク方式の意見が添えられていれば、裁判所としては当該意見を尊重したうえで証人尋問を行うことになる**とのこと。

✓ 証人の遮へい

証人が法廷で証言する際に、被告人や傍聴人から見られていることで心理的な圧迫を受けるような場合に、その精神的な負担を軽くするため、証人と被告人や傍聴人との間に、ついたてなどを置き、相手の視線を気にしないで証言できるようにするもの。

✓ ビデオリンク方式

裁判において、証人を尋問する際に証人を法廷外の場所に召喚し、映像と音声をモニターできる装置を用いて法廷から尋問する方法。

医師の負担軽減に向けて

- ◆ **上記内容を「性暴力被害者支援ネットワーク連携・協力会議」において、協力医療機関に周知済（R7.12.24）**
- ◆ **あわせて、「大阪府内協力医療機関 性暴力被害者診察マニュアル」にも記載し、協力医療機関に共有済（R8.1.9）**

（参考）

○刑事訴訟法

第一百五十七条の五 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採用することができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採用することができる。

第一百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一構内にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。